

疎住地域におけるガバナンスのあり方

平成24年10月17日

松原永季（スタジオ・カタリスト）

疎住地域とは…？

◎物的あるいは人的な集積を持たない地域。具体的には人口密度の低い農山村地域を指し、人口密度が高い都市地域の「密住地域」と対照的に位置づけられる。

ガバナンスとは…？

◎組織や集団に関与する構成員が、その運営に主体的に関与することで、目標に向けた合意形成や意思決定を行い、自らを健全に統治すること。法的拘束力や上位圧力を行使して統治する「ガバメント」と対照的に位置づけられる。

「区」におけるガバナンスの課題・試み・展望

- ▲村落共同体の序列の残存
- ▲区長の資質等による影響の過大さ
- ▲個人的関係が社会的関係に影響の大きさ
- ▲40～50歳代以下の世代内関係の希薄化
- ▲婦人会、子供会、老人会等の下部組織の非組織化
- まち協など、非従来型・水平型としての組織化
- 青年協力隊、アドバイザーなど第三者の支援
- ▲自律的変革を求めざるを得ない困難性

「自治協議会」におけるガバナンスの課題・試み・展望

- ▲集落間の格差の存在
- ▲集落間の距離による一体感形成の困難性
- ▲共通課題・目標設定の困難性
- ▲区長権限の大きさ、区長の多忙
- 地域独自に配分できる予算の確保
- 地域内での職員の雇用、行政職員OBの活用
- 地域出身職員による地域担当チームによる支援
- ▲従来型でない組織の生成・運営の困難性

「市」におけるガバナンスの課題・試み・展望

- ▲市町村合併の弊害、地域に精通した職員の拡散
- ▲行政評価システム採用による事務業務の煩雑化
- ▲チームよりは職員個人の能力に依拠
- ▲市政、市民サービスへの方向性の非共有
- わかりやすい方針（5つの柱）の設定
- 総合計画・予算編成・行政評価の一体化
- 具体的な成果指標の設定
- ▲実行体制は・・・

まとめ 「疎住地域のガバナンスのあり方」

- 現在は「ガバナンスのあり方」の移行期
- まとまりのある地域は移行が比較的スムーズ
- しかし多くの地域では移行に困難が伴うと推測
- 地域の特性は様々であり、対応の個別性が重要
- 地域の自律性のみには任せない移行プロセス
- 地域に精通した行政職員、OBの積極的関与
- 第三者的な立場での支援者の活用
- コミュニケーション、ファシリテーション、コーディネーションに関わる人材育成や支援

疎住地域におけるガバナンスのあり方 ～兵庫県養父市における事例から～

平成24年10月17日

松原永季 (スタヂオ・カタリスト)

1. 自己紹介 ～ 養父市における活動について

- 1) 阪神・淡路大震災以後のまちづくりへの取組
- 2) 「兵庫県 地域再生大作戦」について

2. 疎住地域におけるガバナンスのあり方

- 1) 地域団体に関する視点
- 2) 地域自治組織（自治協議会）について
- 3) 「区」「自治協議会」「市」の関係について

3. 事例紹介

- 1) 「区」における課題・試み・展望
- 2) 「自治協議会」における課題・試み・展望
- 3) 「市」における課題・試み・展望
- 4) 東日本大震災の被災地における課題・試み・展望

4. まとめ

5. 質疑応答 ～ 意見交換

活動を進めるうえで必要な地域団体とのおつきあい

●自分たちのまちに、どんな地域団体があるのでしょうか？

自分の住むまちに、どんな地域団体があるかご存知でしょうか？自治会や婦人会、老人会は何となく分かりますね。では、ふれあいのまちづくり協議会は？ 防災福祉コミュニティは？ まちづくり協議会は…？ そうなのです。わたしたちの住むまちには、地域の課題に取り組む、住民が中心になった地域団体がいくつもありさまざまな活動を展開しています。

自分たちのまちを良くする活動をしたいと思う時、これら地域団体のことを知っておくことは、たいへん便利です。なぜなら、その活動がすでに取り組みられていたり、あるいはその地域団体と一緒に取り組む方がより効果的かもしれないからです。

●こんなにたくさんある、神戸市内の地域団体

右ページの図をご覧ください。一般的に各地域では、このぐらいの地域団体が活動しています。そしてこれらの団体はそれぞれにふさわしい独自の活動目的を持ち、活動範囲も小学校区であったり、中学校区などさまざまです。また、構成員も異なったり重なったりしています。さらに、3つのパターンに示している通り、地域によって各団体の関係も、さまざまなのです。

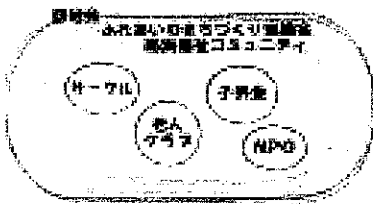
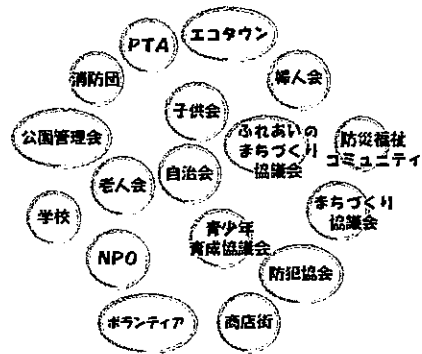
いざ、活動を始めてみると、それをスムーズに、効果的に進めるには、これらさまざまな団体と、一緒に取り組む必要がある場合が多いと考えられます。この章では、その中の地域団体（自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、防災福祉コミュニティ、まちづくり協議会、青少年育成協議会）について、また、新しい地域活動の担い手として注目されつつあるNPOについて、成り立ちや概要をご紹介します。



●神戸市内のさまざまな地域団体

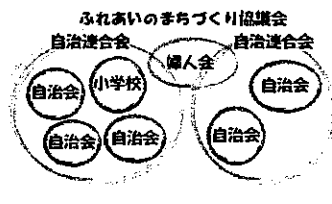
神戸市内では、おおよそ右図に示す地域団体が、それぞれのまちで活動しています。ただ、各地域にすべての団体があるわけではなく、また対象とする地域の範囲もみな同じというわけではありません。地域によって状況はさまざまです。

下の3つのパターンは、これらの団体が地域の中でどのような関係をもっているのかを示した図です。いろんなパターンが考えられますね。さて、あなたのまちでは、どんな団体が、どんな関係を持って活動しているのでしょうか？



●いろいろな地域団体が同じ範囲でまとまっている例

いろいろな地域団体が連携をとり、自治会などの範囲の中で、一体性を持っている地区の例です。ニュータウンなどに多いようです。



●一部の地域団体が、異なる範囲に属している例

校区の違いなどで、自治連合会と他の地域団体の範囲が異なってしまう地区の例です。旧市街地などで多く見られるようです。



●いろいろな地域団体が、地域の中でネットワークをつくっている例

活動内容や範囲が異なるさまざまな地域団体が、ひとつの範囲の中でゆるやかなネットワークを作り上げている先進的な地区の例です。

●次項以降で紹介する団体以外の、いろんな地域団体

次項以降でいくつかの団体を詳しく紹介しますが、それ以外の団体についても簡単に紹介しておきます。

- 子ども会……遊びを通して社会の一員として必要な知識や技能・態度を学び、地域社会で異なった年齢の子どもたちとふれ合う中で、家庭や学校では得られない貴重な経験をし、知恵を身につけていくために、地域で集団活動を展開している団体で、会員（小・中学生）、指導者、育成者によって構成されます。
- まちの美緑花ボランティア……地域活動の場としての公園等を維持管理するため、公園の清掃・除草などの活動により、子どもや地域住民が気持ちよく公園を利用することを目的に、市民の皆さんの協力によって結成された組織です。公園管理会と呼ばれている地域もあります。
- 民生委員・児童委員……団体ではありませんが、厚生労働大臣から委嘱をされ、任期は3年です。行政の業務に協力するという公共的な立場をもつとともに、地域とともに生活する住民として、地域福祉の増進のために、社会奉仕の精神をもって、地域住民の相談・支援に自主的に活動を行います。

その他、環境に取り組むエコタウンまちづくり、防犯協会、PTA、学校施設開放運営委員会など様々な団体があります。

地域再生大作戦の概要

地域の活力が失われつつある多自然地域を中心に、地域の自主的・主体的な取組による賑わい創造や活性化、農業振興、定住、空間活用等を促進するため、「地域再生大作戦」を展開する。

地域再生大作戦

(1) 小規模集落活性化対策

- ① 小規模集落元気作戦
都市との交流による集落の活性化
- ② 「むらの将来」検討支援事業
小規模な集落の将来構想の検討支援
- ③ 地域再生応援事業
大学、NPO等地域外団体による地域活性化活動に対する支援
- ④ 中山間“農の再生”推進対策（農政環境部）
農業振興対策による中山間地域の活性化

(2) 地域振興モデル事業

- ① まちなか振興モデル事業
合併市町の旧町中心部等における賑わいづくり
- ② ふるさと自立計画推進モデル事業
小学校区規模（複数集落）の地域における自立計画の策定と実践

(3) 拠点整備事業

- ① 地域再生拠点プロジェクト支援事業
既存の支援制度では対応出来ない大規模なプロジェクトへの支援
- ② 多自然居住交流拠点整備支援事業（県土整備部）
多自然地域での交流拠点や都市部での情報発信拠点の整備
- ③ 古民家再生促進支援事業（県土整備部）
古民家再生による地域の賑わいづくり

(4) ひょうご地域再生塾の実施

地域資源を生かした取組を実施できるリーダー人材の育成

(1) 小規模集落活性化対策

① 小規模集落元気作戦（平成20年度～） ～都市との交流による集落の活性化～

人口が減少し、高齢化が進んだ小規模な集落を対象に、市町と協働した集落再生に向けた住民の主体的な取り組みを支援するため、「小規模集落元気作戦」を展開し、集落住民による地域づくりの合意形成や都市地域との交流を通じた活性化を支援する。

（対 象）概ね高齢化率40%以上、50世帯以下の小規模集落で、都市農村交流による集落再生への取組に意欲を持つ集落をモデル集落として選定
（平成20～23年度：計 40集落）

（推進方法）既存事業の弾力的運用等も図りながら、原則3年間のモデル事業として実施

（主な支援内容）○ アドバイザー派遣

○ 都市と集落の交流活動経費

・補助額：定額（上限200千円）

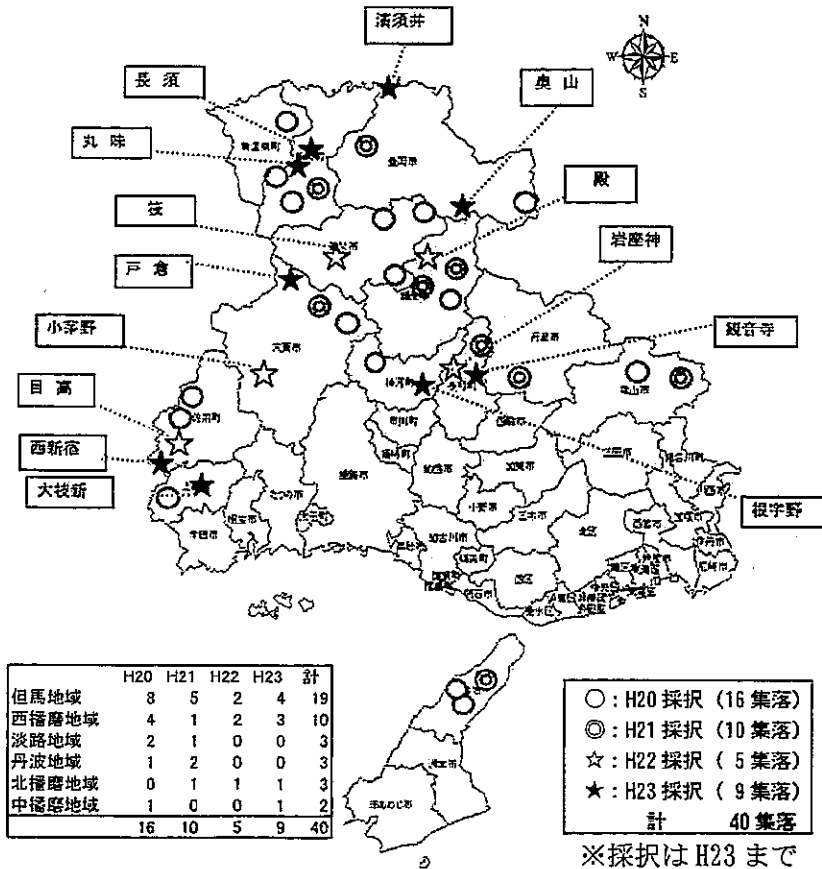
○ 交流拠点整備

・補助額：県1/2を目途に定額（上限3,000千円）

〈モデル事業実施期間の展開〉

〈準備段階〉 集落住民の話し合 い、合意形成	〈第1段階〉 パートナー探し、 マッチング	〈第2段階〉 交流インターンシ ップの実施	〈第3段階〉 交流拠点の整備等
アドバイザー等の派遣			

小規模集落元気作戦実施箇所



集落におけるワークショップ
(H24. 4. 29 殿集落【朝来市】)



学生との交流及び集落活動 P R
(H24. 3. 4 第 4 回元気交流会)

② 「むらの将来」検討支援事業（平成23年度～）

～小規模な集落の将来構想の検討支援～

高齢化と人口減少が進み、近い将来、集落機能の維持が危ぶまれる集落について、集落の現状を客観的に把握し、10～20年先の集落のあるべき姿を住民と行政がともに考え、必要となる取組への合意形成と実践に向けての支援を行う。

（対 象） 原則として、高齢化率 40%以上、50 世帯以下の小規模集落

（推進方法）◇ 小規模集落の全体像の把握

◇ 現地踏査やヒアリング等による課題抽出と対応策の検討

◇ 集落の将来構想と具体的な対応策の検討

◇ 集落の主体的な取組の試行的実践を支援

（平成23年度～25年度で50集落のうち、平成23年度：10集落実施）

- (支援内容) ○ アドバイザー派遣経費
 ○ 試行的実践支援
 ・補助額：県2/3を目途に定額（上限200千円）

1年目	
集落点検	・アドバイザーを派遣し、詳細な点検・診断を実施 ・点検結果をもとに学識者・アドバイザー等との意見交換を行いながら10～20年先の集落状況を予測
2年目	
将来構想の検討	・点検結果と将来結果をもとに、住民・市町・県による懇談会などを開催し、将来予測を住民と行政が共通認識として受け止め、活性化だけでなく、日常生活や集落機能の維持も含めた集落の将来像を描写
具体的な取組の検討	・各集落における取組状況にあわせ、新たに必要となる支援策の事業化を検討するとともに、実施可能な取組についてはその実践を支援

③ 地域再生応援事業（平成22年度～）

～大学、NPO等地域外団体による地域活性化活動に対する支援～

多自然地域の様々な課題に対して、域外の団体が専門的知見を生かしながら、地域と協働のもとで取り組むプロジェクトを支援する。

(対象) 大学、NPOなど域外の団体と活動地域の双方のメンバーで構成する協働体

(支援内容) 活動に要する経費

・補助額：県1/2を目途に定額（上限25万円）

(実施団体数) 平成22～23年度：34団体、平成24年度：12団体（予定）
 （平成23年度からの継続7団体※、24年度新規採択5団体）

(2) 地域振興モデル事業

① まちなか振興モデル事業（平成22年度～）

～合併市町の旧町中心部等における賑わいづくり～

過疎化、高齢化等が進むなか、多自然地域のみならず、まちなか地域においても地域の活力低下が顕著なことから、こうした地域で住民が合意形成のもと行う地域の賑わいづくりに向けた計画策定や実践を支援する。

(対象) 合併市町の旧市町中心部で賑わいづくりが必要と認められる地域
 その他緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく地域をモデル地域に選定

(平成22～23年度：21地域、平成24年度：6地域（予定）)

(支援内容) ○ まちなか賑わいづくり計画の策定

[まちづくり協議会等が計画策定に取り組む際の経費支援]

・補助額：定額（上限1,000千円）

○ 生活利便施設立地支援事業

[コンビニ、ミニスーパー、ガソリンスタンド等の誘致支援]

・補助額：県1/6を目途に定額（上限5,000千円）、市町1/6

○ 空き施設改装支援事業

〔空き施設を観光案内所やNPO活動拠点等に改修する際の経費支援〕

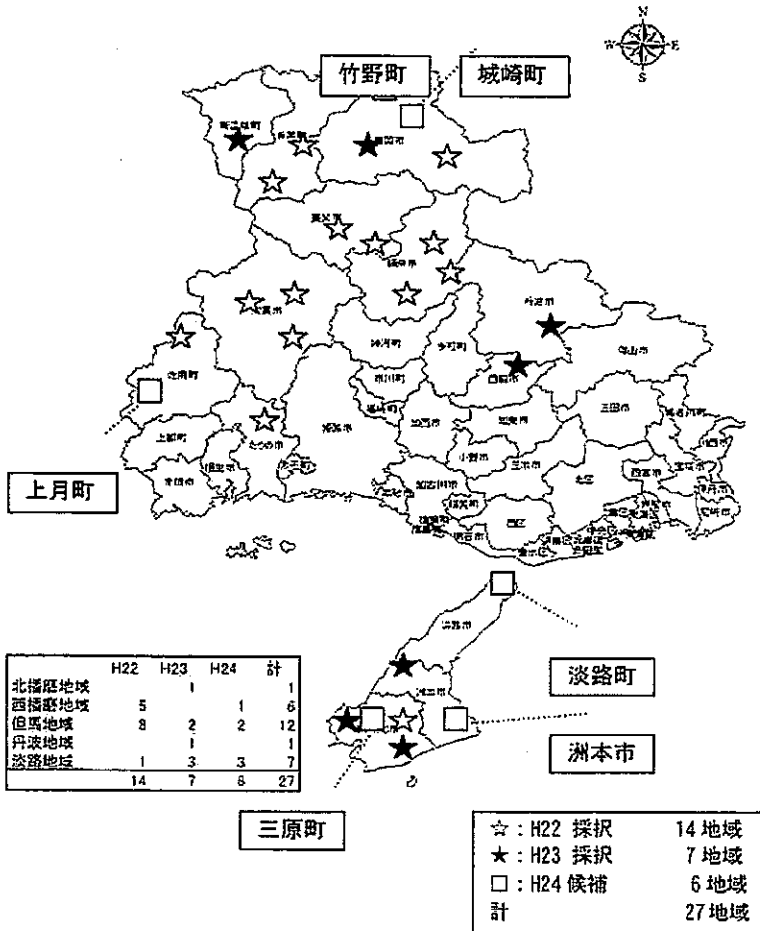
・補助額：県1/2を目途に定額（上限1,500千円）、市町（民間：1/4、公共：1/2）

○ 空き施設活用支援事業

〔空き施設を活用した賑わいづくりの取組支援〕

・補助額：県1/2を目途に定額（上限300千円）、市町1/4

まちなか振興モデル事業実施箇所



ワークショップ風景
(H23.11.14【西脇市】)



空き店舗を改装したコミュニティスペース
(H23.10.23【朝来市】)

② ふるさと自立計画推進モデル事業（平成21年度～）

～小学校区規模（複数集落）の地域における自立計画の策定と実践～

多自然地域において、ふるさとづくりについて自ら考え、自ら行動しようとする地域住民の計画づくりを支援するとともに、種々の施策や制度を活用して地域の自立を図っていくふるさと自立計画推進モデル事業を実施する。

（対象）市街地等を除く自然豊かな多自然地域の地域団体を対象にモデル地域を選定

（平成21～23年度：28地域、平成24年度：11地域（予定））

（支援内容）○アドバイザー派遣

○自立計画策定費〔自治会等の地域団体へ計画策定費を支援〕

・補助額：定額（上限1,000千円）

○自立計画実践トライやる事業

〔計画策定後の実践活動(ソフト及びハード事業)を支援〕

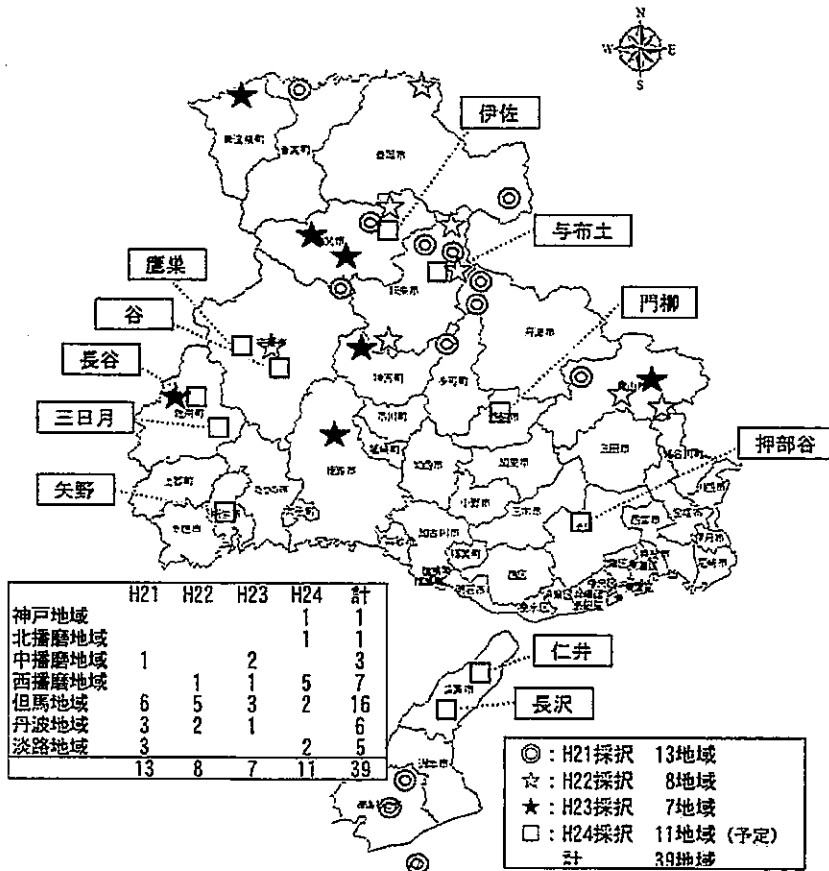
- ・補助額：県1/2を目途に定額(上限750千円)

○ふるさと自立拠点等整備支援事業

〔計画策定後、空き家や廃校等を活用した交流・活動拠点整備を支援〕

- ・補助額：県1/2を目途に定額(上限3,000千円)

ふるさと自立計画推進モデル事業実施箇所



地域住民によるワークショップ
(助野地域 平成23年11月4日
(姫路市))



鹿肉を活用した特産品づくり
(長谷地域 平成24年2月13日
(神河町))

(3) 拠点整備事業

① 地域再生拠点等プロジェクト支援事業(平成23年度～)

～既存の支援制度では対応出来ない大規模なプロジェクトへの支援～

住民主体で交流などを中心として地域再生の取組を展開してきた地域において、雇用や賑わい創出、定住人口の増加などにつながる本格的なプロジェクトを実施するため、既存の助成制度では対応が困難な事業規模の拠点整備等をハード・ソフト両面から支援し、地域の元気創出を図る。

(対象) 原則として、地域再生大作戦のモデル事業実施地域。ただし、住民の取組がしっかりと根付き実施体制が十分に整っている地域は多自然地域であればモデル地域以外でも可

(平成23年度：3地域、平成24年度：5地域(予定))

(実施主体) プロジェクトを実施するために組織された地域住民主体の団体

(支援内容) ○ 実施計画策定

- ・事業効果、実施体制、資金計画、基本計画等を内容とするプロジ

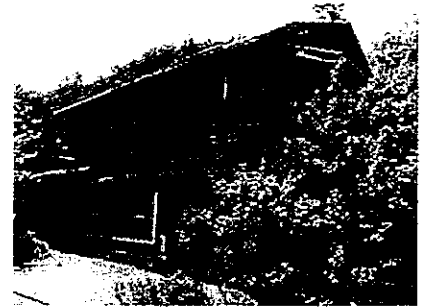
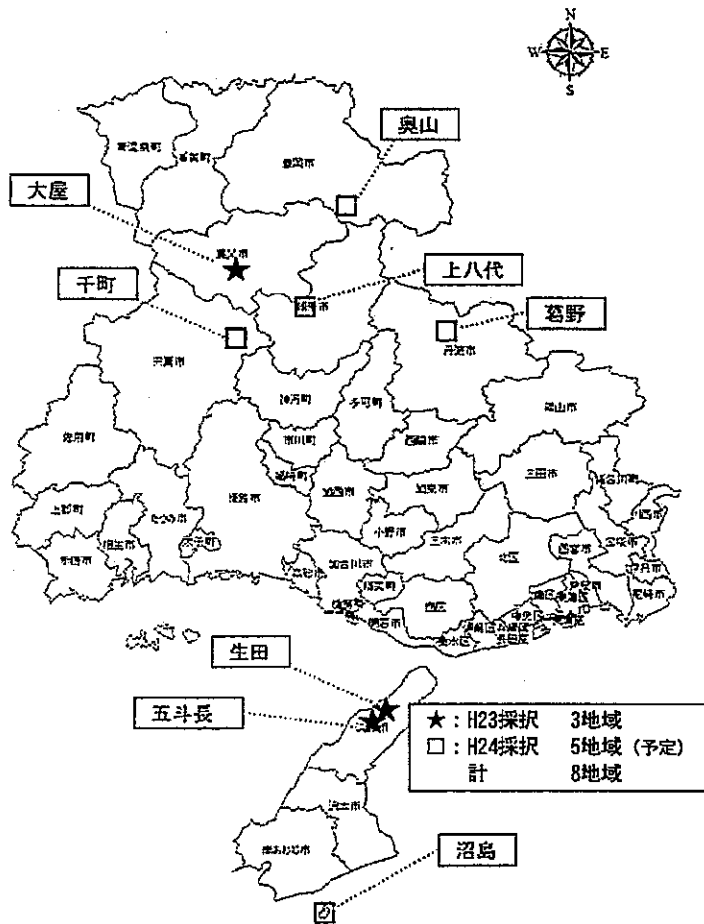
エクト実施計画の策定に要する経費を補助

- ・補助額：定額（上限2,000千円）

○ 事業実施

- ・施設整備（実施設計を含む）及びソフト事業（施設活用イベント、PR、情報発信、人材育成、研修、体験教室、特産品開発等）に要する経費を補助
- ・補助額：県1/2を目途に定額（上限50,000千円）、市町1/4以上（義務随伴）

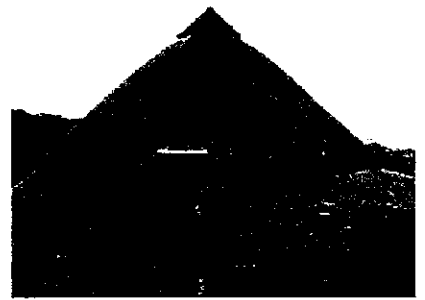
地域再生拠点プロジェクト支援事業実施箇所



養蚕住宅【養父市大屋地区】



そばカフェ生田村【淡路市生田地区】



ごっさ鉄器工房【淡路市五斗長地区】

(4) ひょうご地域再生塾の実施（平成24年度～）

～地域資源を活かした取組を実施できるリーダー人材の育成～

小規模集落元気作戦をはじめとするこれまでの事業展開を通じて、地域の中で活動をリードする人材の必要性が明らかになってきたため、地域資源を活かした取組を進めるリーダーの養成を県立大学と連携して実施する。

（実施場所・回数）：但馬地域と西播磨地域の2地域、各地域1泊2日×4回

（受講者）：市町から推薦のあった人材20名（10地域×2地域）

（講義内容）

項 目	内 容
①一般研修	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域再生大作戦の推進方向 ◇ 地域再生のための人材育成 ◇ 多自然地域の活性化 ◇ 地域再生の現場 ◇ 多自然地域の空間管理 ◇ 情報発信 ◇ 多自然地域の将来像 <p>【産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 交流による農山漁村の活性化 ◇ 交流ビジネスの全体像 ◇ 農村における起業 ◇ 地域マーケティング ◇ 着地型旅行 ◇ ジオツーリズム ◇ 地産地消によるメニュー開発
②フィールドワーク	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 集落作業実践、集落の知恵と技、集落課題等意見交換 ◇ 先進地視察
③グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域活性化モデルプランの検討、とりまとめ、発表 ◇ 全体評価・修了証授与

【参考（他部局事業）】

(1) ④ 中山間“農の再生”推進対策（農政環境部）

企業との連携活動への支援、都市との交流促進など、活性化に向けた農業振興対策を実施する。

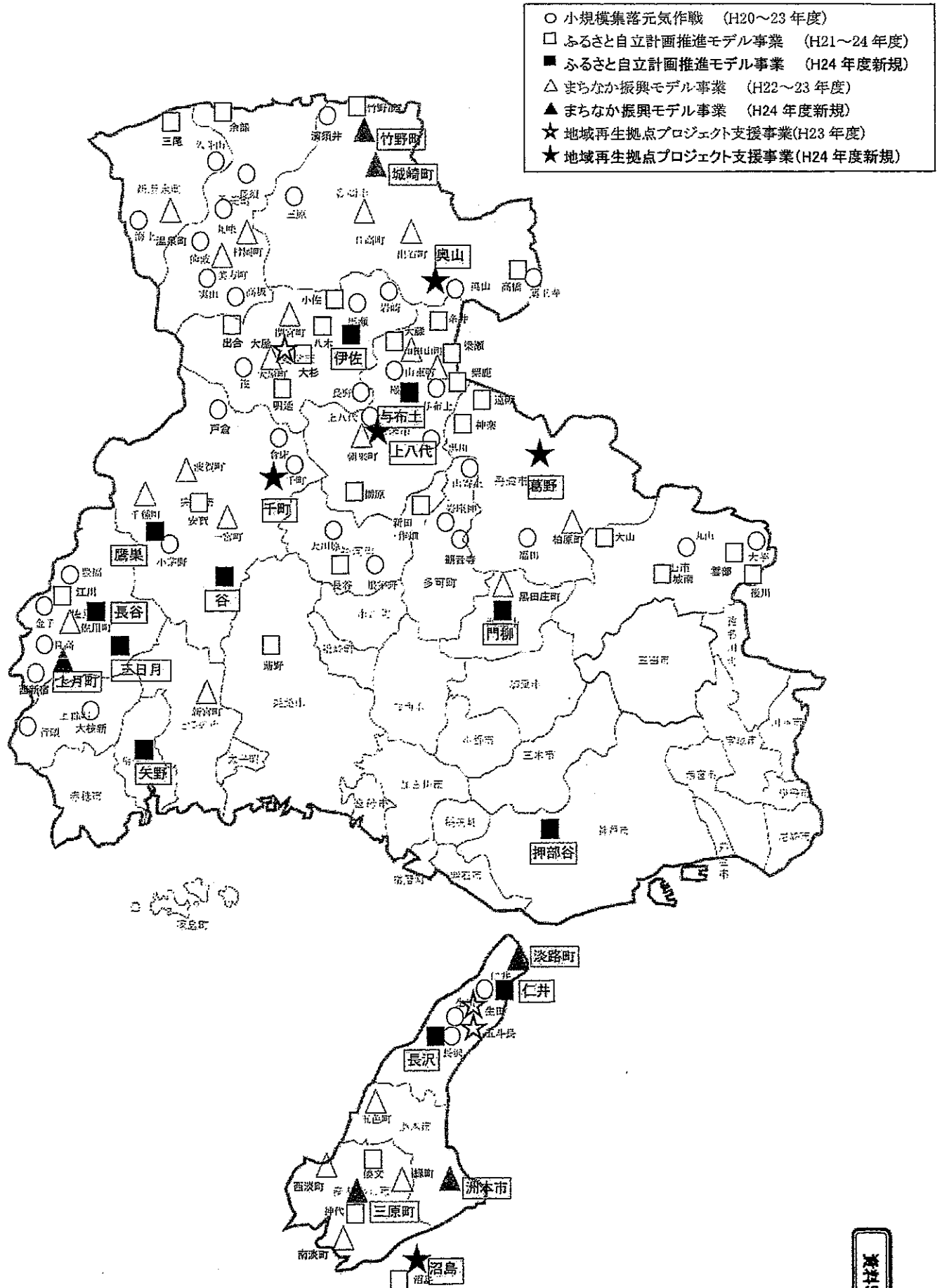
(3) ② 多自然居住交流拠点支援整備事業（県土整備部）

多自然地域での交流拠点施設の整備や都市部での情報発信拠点施設の整備に対して補助を行う。

③ 古民家再生促進支援事業（県土整備部）

古民家に対して、建物調査、再生提案、改修工事費に対する助成を行う。

「地域再生大作戦」事業実施箇所図



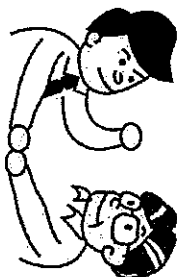
地域自治組織の設立経緯 組織の目的は、市民の暮らしを守ること

❖ 地域担当チーム制度

地域と行政のパートナー役として、職員数名からなる担当チームを地域へ派遣する制度です。担当地区への情報提供や地域づくりの支援を行い、地区住民の皆さんと一緒に課題の解決方法などを考えます。

❖ 地域自治組織設立支援事業

地域自治組織の設立に向けて、校区内の各集落や各種団体の代表者などにより構成された地域自治組織設立準備会に対して、会費運営費や広報の発行に係る経費、視察、研修会費用などを支援します。



❖ 地域自治組織包括交付金

組織の運営や活動に必要な経費の財源として、市から包括交付金を交付します。組織の運営費、活動費、人件費等の財源として交付するものです。ただし、組織の自主性・自立性を高めていくことを考えた場合、「自主財源」を確保していくことも必要であると考えています。

小学校区を単位とする地域づくりは、スポーツクラブ21、県民交流広場、校区公民館、ふれあい倶楽部などで既に取り組まれています。この地域自治組織はその延長線にあるとご理解いただきたいと思います。地域を守り、活性化させることを目指し、ぜひこの地域自治組織に取り組みたいと思います。



スポーツクラブ21 (ソフトバレーボール)



県民交流広場 (ボランティアクラブ)



校区公民館 (レクリエーション大会)



ふれあい倶楽部 (ミニテニ)

このパンフレットについてのお問い合わせは、

養父市役所政策監理部企画政策課 ☎079-662-7602 まで。

e-mail:kikakuseisaku@city.yabu.hyogo.jp

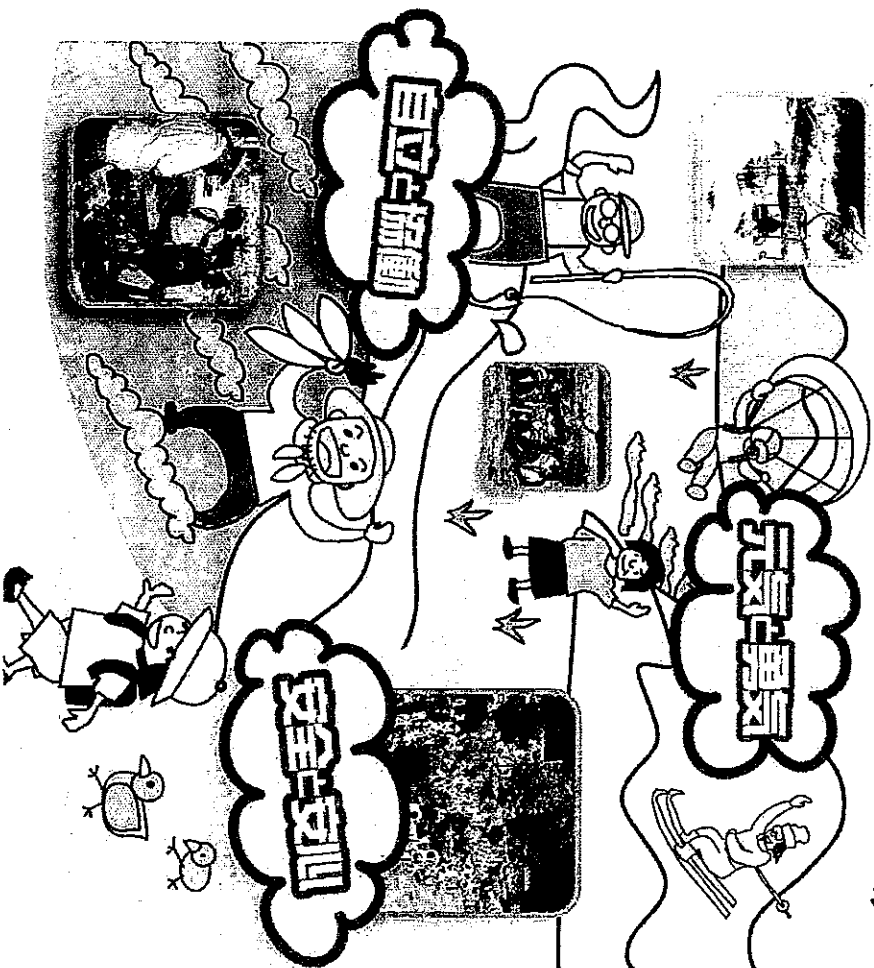


よく見ると、よくわかる。よくわかる。よくわかる。

これからの養父市と地域を守るために

地域自治組織

を各小学校区にづくり



養父市
平成21年12月

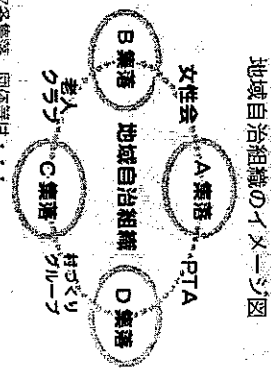
新しい地域づくりのしくみ

地域自治組織とは?

養父市における「地域自治組織」とは、基本的に昔からの地域的なつながりのある旧小学校区(市内18小学校)を包括した住民組織のことを言います。養父市まちづくり基本条例^{※1}の理念に基づきながら、持続可能な地域づくりを目指し、校区内の各集落や各種団体等が連携、協力し合いながら連合体的な組織を構成し、コミュニティづくりを行うとともに、様々な地域課題の解決などを図ります。それぞれが集落機能を守り、住みよい地域をつくりたいための新しい協働のカタチ。

それが「地域自治組織」です。

集落の絆を超えた連携のしくみを築き、幅広い人材の参画と協働により、ふるさとを次世代につなごう。



地域自治組織のイメージ図

女性会 A 集落 B 集落 C 集落 D 集落 PTA

老人クラブ

若者グループ

▽各集落、団体等は、これまでどおり、団体運営(運動会、祭典、会計管理等)を行います。

▽地域自治組織は、各集落や団体等の連合体として、校区をエリアとし、様々な取り組みを行うとともに、各集落単体の運営や活動の支援を行います。

どうして地域自治組織が必要なのでしょう?

※10年後、20年後の養父市の状況

10年後、20年後の養父市、そして各集落はどのような状況になっているでしょうか。今後、少子・高齢化が進み、総人口数や世帯数も減少していくことが予想されるなか、現在の各集落の機能を維持することは、非常に難しくなっていくことが予想されます。

地域のコミュニティ(共同体、人々の集まり)の低下によって、地域の安全、安心が確保できず、農地や里山の保全ができなくなり、昔からの慣習が維持できない等の地域課題が発生してきます。

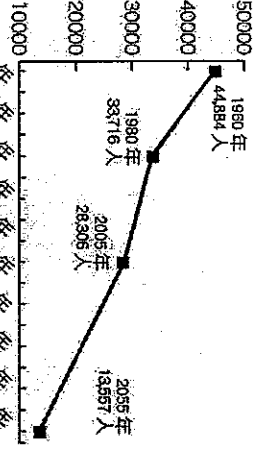
※地方分権とこれからの地域づくり

地方分権が大きく進展し、市が自身の責任と創薬と工夫により地域づくりを行うことが可能となりました。これまでの行政の役割は、市民の皆さんが生活する上で必要が行政サービスを一時的に行ってきたり、これからはそれぞれの地域に適した必要なサービスを展開していくことが重要となります。「自分たちの地域は自分たちで守る。創る。」という意識を高めながら、市民の皆さん、各種団体、議会として行政が共に協力し合いながら、まちづくり・地域づくりに取り組んでいくことが必要です。

※そのために・・・地域自治組織をつくらう!!

地方分権社会のもと、各地域や集落において、今後予想される様々な地域課題の解決を図るためには、それぞれの集落や団体が個別に活動をしていくだけではなく、地域全体で連携、協力して活動していく方が、より効果的に地域の皆さんの要望に応えることができるのではないのでしょうか。

地域住民の皆さんや各種団体(区民会、老人クラブ、子ども会など)の皆さんが互いに手を取り合い、基本的な小学校区を範囲として組織された共同体「地域自治組織」をつくらう!!



地域自治組織のメリット

横のつながりで地域力向上

これまで縦割りで活動してきた地域内の各種団体や地域住民が「横のつながり」を重視し、連携を図ることで、地域の総合力を高めめます。

※生涯学習の推進、生きがいづくり

専門部を設置し、身近な施設等を活用しながら校区民のニーズに対応した生涯学習(各種文化、スポーツ事業)活動を実施することができます。

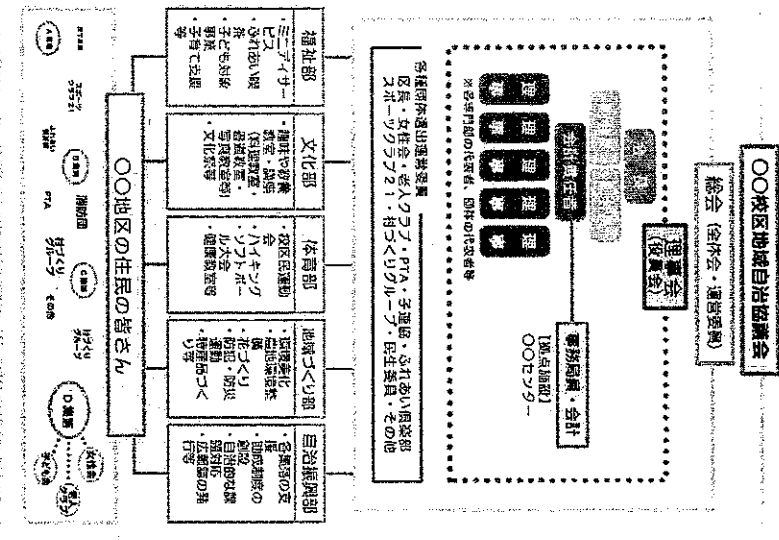
※集落間で助け合って地域づくり

それぞれの集落が抱える共通課題を解決するため、従来の集落の範囲を超えて、共に助け合いながら、一体的な地域づくりを推進します。

※協働のまちづくりを実現するために

地域自治組織と行政とが対等な関係でまちづくりを行う「協働のまちづくり」の実現をめざします。地域自治組織の取り組みは、その基盤づくりです。

地域自治組織の構成はどんなイメージ? 運営はどのようににするの?



※組織の構成

▼専門部の設置
課題別の専門部を設置し、主体的に活動する方が有効であると考えられます。

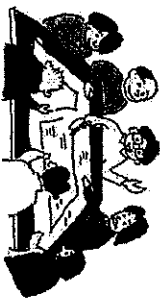
▼理事会・総会
意思決定機関として役員等で構成され理事会、最高決議機関として総会(全体会、運営委員会)を設置します。

※活動拠点施設

組織として活動を行うには拠点となる施設(事務室、会議室等)が必要ですが、校区の既存の集会所、公民館等の有効活用を検討する必要があります。

※事務局員(地域活動推進員)

組織運営に係る事務等を担当する事務局員を、自治組織の運営委員会が選任し配置します。職務の内容は、会議室内の通知や資料作成等の庶務的な事務、地域住民や団体との調整、市役所との連絡調整事務などを行います。



※図の体系、専門部はあくまで例示です。

親父市の将来像を実現するための5つの柱と施策



5つの柱

施策

指標

成果指標

①「生きるカ」を生涯学びまち

- ① 家庭・地域・学校の連携による教育環境づくり
- ② 0歳からの一貫した教育環境づくり
- ③ 生涯学習・次世代育成の環境づくり
- ④ スポーツ振興の環境づくり

特別児童学級等や子ども発達支援センターの開設	12.0%	100%	100%
0歳から3歳までの保育施設	24.0%	30.0%	35.0%
0歳から3歳児の保育施設	6施設	8施設	10施設
生涯学習施設等の増加件数	—	100%	100%
生涯学習施設等の増加件数	9千人	1万5千人	2万人
生涯学習施設等の増加件数	1.1冊	2.5冊	4.0冊
生涯学習施設等の増加件数	26,951人	28,251人	28,571人
生涯学習施設等の増加件数	8千人	1万人	1万2千人

- ① 交流・観光の振興

- ② 自然環境の保護・保全

- ③ 地域景観づくり

- ④ 文化・芸術の継承と育成

観光客の増加	122万人	150万人	200万人
観光客の増加	23万7千62人	70万7千62人	100万7千62人
自然環境の保護・保全	12回	15回	20回
自然環境の保護・保全	8,700㎡	17,600㎡	21,600㎡
自然環境の保護・保全	4件	6件	10件
景観を向上させるための取組	62.0%	10.0%	15.0%
文化・芸術の継承と育成	1,375人	1,475人	1,675人
文化・芸術の継承と育成	—	50件	100件

②人と自然と文化を活かして、多くの人が訪れるまち

- ① 災害に強く、安全に暮らせるまちづくり

- ② 誰もが生涯安心して暮らせる環境づくり

- ③ 子育てがしやすい環境づくり

- ④ 定住のための居住環境づくり

各地域が住みやすくなるための取組	—	100%	100%
災害に強く、安全に暮らせるまちづくり	47.2%	40.0%	30.0%
災害に強く、安全に暮らせるまちづくり	180人	330人	480人
誰もが生涯安心して暮らせる環境づくり	36.7%	50.0%	65.0%
誰もが生涯安心して暮らせる環境づくり	—	10回	18回
誰もが生涯安心して暮らせる環境づくり	1,851人	1,951人	2,101人
誰もが生涯安心して暮らせる環境づくり	2,931人	2,951人	3,001人
誰もが生涯安心して暮らせる環境づくり	5件	30件	60件

③赤ちゃんからお年寄りまで、安心して暮らせるまち

- ① 新規参入や後継が可能な農林業の仕組みづくり

- ② 地域特性を活かした産業の創出・育成

- ③ 地域産業を振興する情報・交通網の整備

- ④ 計画的な土地等の利用促進

新規参入や後継が可能な農林業の仕組みづくり	—	25件	50件
新規参入や後継が可能な農林業の仕組みづくり	14.5%	25.0%	30.0%
新規参入や後継が可能な農林業の仕組みづくり	5社	18社	33社
地域特性を活かした産業の創出・育成	2社	12社	22社
地域特性を活かした産業の創出・育成	—	10.0%	50.0%
地域特性を活かした産業の創出・育成	—	60.0%	80.0%
地域特性を活かした産業の創出・育成	—	2件	5件
地域特性を活かした産業の創出・育成	3社	6社	11社

④意欲をもって働き、未来を拓くまち

- ① ユニバーサル社会の確立

- ② コミュニティ活動の促進

- ③ ポラリティアとNPPOの育成

- ④ 男女共同参画社会の促進

ユニバーサル社会の確立	—	60.0%	80.0%
ユニバーサル社会の確立	15地区	50地区	160地区
ユニバーサル社会の確立	—	30件	60件
ユニバーサル社会の確立	—	10件	20件
ユニバーサル社会の確立	79団体	90団体	120団体
ユニバーサル社会の確立	7団体	10団体	20団体
ユニバーサル社会の確立	23.1%	30.0%	50.0%
ユニバーサル社会の確立	7回	10回	13回

⑤互いに協力し、支え合うまち

組織改編

「新しい総合計画」を効果的・効率的に実施し、新たな課題を先取りして積極的に対応できる体制をつくるため、次の方向性に基づいて、養父市の組織改編を実施します。

組織改編のポイント

総合計画に基づき、基本構想(住)、基本計画(施策)、事務事業の体系化を行います。この体系を最も効率的に推進できる組織へと改編を行います。

異業種連携の推進体制の強化

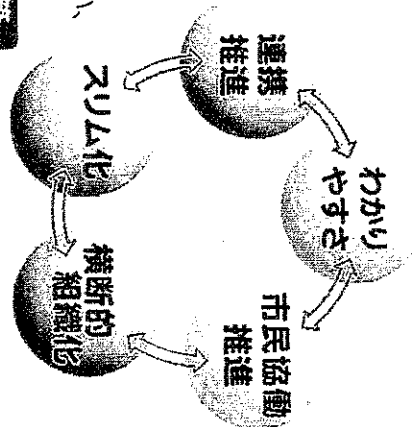
市の経営管理、総合計画の進行管理等を一括して掌握し、基本構想推進のスピードアップを図る体制を整えます。

基本計画と対応した執行体制の構築

基本計画を著実に実施するため、総合調整を行い、同種事業の整理統合を図れる体制を整えます。

専任業務の効率的・効果的な執行体制の構築

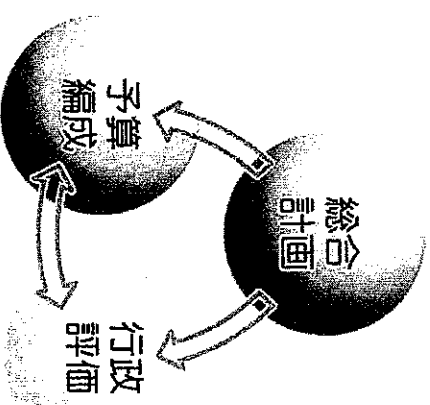
基本計画に基づいた実施計画を策定し、同種類似事業は一元的に事務を執行します。



予算編成と行政評価の仕組みづくり

この総合計画は、養父市の目指すべきまちの将来像や目標、これから取り組むべき施策を示すだけのものではありません。各年度の予算編成と、それに基づく施策や事業の基準としての位置づけを持ちます。計画で示された将来像の実現に向けて、適切な予算編成を行う体制をつくらせます。そして今後は、この総合計画が各年度の行政評価の基準となります。計画に則した指標を設け、達成度を測って評価し、着実に実現に向かう体制をつくらせます。

これにより予算削減だけでなく、建設的な行政改革を促進させます。
このように「総合計画」を基準とし「予算編成」「行政評価」が一体となることで、将来像の確かな実現を図ります。



将来像 響きあう心 世界へ拓く 結の郷 やぶ

市民一人ひとりが心を響かせあい、互いに理解し、よい影響を与え合って成長できるまち。新たな世界を拓く人材が育ち、暮らす、自慢できるまち。その良さが人々に伝わり、多くの人が訪れるまち。互いに協力し支え合い、誰もが安心して暮らせるふるさと。養父市が目指すべき将来の姿を「響きあう心 世界へ拓く 結の郷 やぶ」という言葉で表しました。

副題 ～ 学びと交流と居住のまち ～

養父市の将来像は、概念的に表現しています。この将来像を具体的に描き、端的に示した文言を副題として「学びと交流と居住のまち」と表現し、まちづくりの中心に据えた取組を進めます。

学び

市民一人ひとりが生涯、生きる力を学ぶことができる養父市をつくることです。養父市に「生まれ育ち暮らしていく中で、家庭や地域・学校が連携して自ら学ぶことができる環境を整えます。これにより、ふるさとを愛すること、ふるさとを守り育てること、次世代を育成することにつながり、生きがいをもつて生涯暮らすことができるまちを目指します。

交流

養父市の持つ、「山」「自然」「文化」の資源を活かし、多くの人々が訪れる養父市をつくることです。養父市は、米ノ山や大屋川、八木川に代表される豊かで安らぎを感じさせる自然環境、養蚕農家や明延鉱山などの産業遺産、「農村歌舞伎」や「木彫フオーグアート」「チエロコソノール」などの伝統的あるいは新たな文化活動、そして何より知識と技術を蓄えた多くの人材を擁しています。今ある資源を活かすことで、養父市独自の新しい交流・観光のスタイルをつくり、多くの人が訪れるまちを目指します。

居住

赤ちゃんからお年寄りまで、全ての市民と養父市を訪れる人々が、住みたい、住み続けたいと思える養父市をつくることです。浸水・土砂災害などの自然災害に強いまち、高齢者や障がい者、介護者やその家族が安心して暮らせるまち、地域医療を守り育てるまち、子育てがしやすいまちをつくり、市民が安心して生活できる市民規模を維持することを目指します。

将来人口と市民規模

養父市が、10年後目標とする人口は、260,000人です。
今回の総合計画では、定住人口に加えて、養父市に関わる全ての人々(市内で働き、学び、そして活動する人や団体、市内に事務所や事業所を有する個人や法人)を含めた30,000人を市民規模として、10年後も活力あふれる養父市を目指します。

出合校区協議会 ふるさと自立計画の流れ

4回のワークショップを通じて、「運営体制の整備」「加工品販売・飲食店営業」「魅力ある拠点づくり」「安全・安心の魅力」「農・自然の魅力活用」「PR活動」の6つのテーマについて、第一期（平成24年～）第二期（平成26年～）第三期（平成28年～）の3期に分けて実施計画を作成しました。

第一期（H24～）

第二期（H26～）

第三期（H28～）

運営体制の整備

加工品販売
飲食店営業

魅力ある
拠点づくり

安全・安心の
確保

農・自然の
魅力活用

PR活動

校区協議会の今後の取組みについてビジョン・計画を策定する

農業関係者で組織をつくる
・農業組織の目的やメンバーを明確にする
・生産者の集まりをつくる
・収穫物の生産量を増やし、販売や加工品製造を実施する

国・県・市の支援を得る
・国・県・市の支援を得る
・加工品の生産量を考慮し支援を申請する

加工場・飲食店を整備する
・旧出合小学校を種々な変更で許可をとる
・加工場や飲食店の営業形態を検討し、女性部の活動拡大をはかる

加工品の製造販売、飲食店営業を実施する

全体をコーディネートする人・組織をつくる
・3部門に役割分担する（土形製造部、農産品加工部、販売部）
・外部の販路確保、アドバイザー派遣を受ける

運営スタッフを確保する
・PR・販売方法を企画できる人材を確保する
・農業生産物、加工品の販売ルートを探査する（地元向け、外向け）

会費納入の仕組みをつくる
・「であいの里」運営費として回収する

営業組織をつくる
・組織を法人化する
・農地や農機具を共同で管理する
・法人化として適した形態を検討する
・運営事務局のさらなる強化を行う

ふれあい市を開催する

地域内外の
把握する

校区協議会にて
・ゾーン別懇話会にて
・拠点に求めることを
・福祉、防災に関する
不安を共有する

高齢化対策を
検討する

「三二道の駅」の具体的な検討を実施する
・適切なマネージングや目玉商品を検討する
・交通手段や駅周辺を検討する
・性別によってほかの人材の活用も検討する

子供・子育て支援を検討する
・子育てサポート一斉育成を検討する
・子供遊べる場や、子育て中の
母親が集える場を検討する

声かけする
仕組みをつくる

適正な
交通手段を
検討する

農作業体験の
運営体制を整備する

各地域の
魅力
改めて発掘する

参加しやすい場をつくり、
校区内外に校区協議会への理解を促す

広報誌を活用し、PRする
・現在毎月発行している広報誌をインターネットで見られるようにする
・キヤッチアップを検討する

「三二道の駅」を実施する
・地方の中心に考え、気候に立脚する雰囲気をつくる
・「三二道の駅」で、飲食店を営業する
・派手な看板を設置し、「三二道の駅」をPRする
・防犯拠点として非常時に対応できる場とする
・地域の高齢者の健康づくりの拠点とする

子供・子育て支援を実施する
・子育てサポートが活動する
・子供が集える場をつくる
・子育て中の母親が集える場をつくる

送迎の
運行体制を
整備する

送迎の運行を開始する
・送迎に使う車両を確保する
・運転手を確保する
・保険に加入する
・定期的に夜勤のための話し合いを実施する

観光農園として農作業
体験の受け入れを実施する

各地区でおもしろ
マップを作成する

具体的な取組みのPRをおこなう
・飲食店、おもしろマップ、加工販売、産農組織、農作業体験、三二道の駅、1日周遊コース

出合校区協議会のホームページを作成する

「三二道の駅」の運営を
改善し、規模を拡大する
・利用者の別種食品を供給する
・「三二道の駅」の用途の拡大を検討する
（駅の教室、手芸教室、日用品販売、野菜市、子供とのふれあい、各種体験が出来る場とする）
・緊急時の避難所として整備する

1日周遊コースをつくる
・文化館が地域内外の人を案内する
・地域を誘われるきっかけにする

オーナー農園を検討する
・個人の個人的なオーナー農園をつくり
・安定収入を確保できる体制を整える

